

- 特別支援教育を担う教師の養成・採用・研修等の在り方等に係る最近の動向
- 主な提言及び今後の検討事項について

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議

(令和元年9月6日設置)



趣 旨

- 少子高齢化の一方、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子供たちの数は増加の一途
- こうした状況のもと、特別な配慮を要する子供たちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導・必要な支援の重要性がますます向上

医療や福祉との連携の推進、障害者の権利に係る国際的な議論の動向等も踏まえつつ、**特別支援教育の現状と課題を整理し**、一人一人のニーズに対応した**新しい時代の特別支援教育の在り方**や、その**充実のための方策等について検討**を行うため、有識者会議を設置

【主な検討事項】

- (1) 特別な配慮を必要とする子供たちに対する指導及び支援の在り方
- (2) 医療や福祉と連携した特別支援教育の推進方策

(検討事項の具体例)

新しい時代の
特別支援教育の
方向性・ビジョン

障害のある
子供たちへの
指導の充実

教員の専門性の
整理と
養成の在り方

特別支援教育の
枠組み

幼稚園・
高等学校段階に
おける学びの場
等

【委員】

朝日 滋也	全国特別支援学校長会会長、東京都立大塚ろう学校統括校長 (～令和2年6月18日)	滝口 圭子	金沢大学学校教育系教授
阿部 一彦	日本障害フォーラム代表	竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
石橋 恵二	学校法人武蔵野東学園武蔵野東中学校長、 武蔵野東小学校中学校統括校長	田村 康二郎	東京都立光明学園統括校長
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	成澤 俊輔	NPO法人カシオペア理事、株式会社YOUTURN取締役
市川 裕二	東京都立あきる野学園校長 (令和2年4月1日～)	野口 晃菜	株式会社LITALICO執行役員・LITALICO研究所長
一木 薫	福岡教育大学教授	東内 桂子	広島県立呉南特別支援学校校長 (令和2年6月19日～)
大出 浩司	学校法人大出学園理事長・若葉高等学園校長	日詰 正文	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部長
○岡田 哲也	二松學舎大学教授	廣瀬 尚子	香川県教育委員会事務局特別支援教育課長 (～令和2年3月31日)
片岡 聡一	岡山県総社市長	佛坂 美菜子	パーソルチャレンジ株式会社ゼネラルマネージャー
金森 克浩	日本福祉大学スポーツ科学部教授	松倉 雪美	富山県立ふるさと支援学校校長
川高 寿賀子	京都府立宇治支援学校校長 (～令和2年3月31日)	真砂 靖	弁護士
菊池 桃子	女優、戸板女子短期大学客員教授 (～令和2年5月31日)	◎宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
北村 宏美	香川県教育委員会事務局 特別支援教育課長 (令和2年4月1日～)	山口 正樹	神奈川県立上溝高等学校校長
木村 浩紀	北海道札幌視覚支援学校長	山中 ともえ	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長、 東京都調布市立飛田給小学校校長
熊谷 晋一郎	東京大学先端科学技術研究センター准教授	吉藤 健太郎	株式会社オリイ研究所代表取締役所長・ロボットコミュニケーター

(◎：主査、○：主査代理) (令和2年6/30現在計26名、五十音順、敬称略)

【オブザーバー】

梅澤 敦	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事
西牧 謙吾	国立障害者リハビリテーションセンター病院長、発達障害情報・支援センター長
河村 のり子	厚生労働省社会・援護局障害福祉課障害児・発達障害者支援室長 (令和2年8/31現在計3名、五十音順、敬称略)

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- ・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
- ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、

① 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備

② 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、

・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充

・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の中で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現

- ・これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
- ・就学相談における保護者への情報提供の充実
- ・就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

3. 特別支援学校における教育環境の整備

- ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書（知的障害者用）の作成
- ・ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
- ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- ・集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
- ・特別支援学校のセンター的機能（他の学校への支援）の強化

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

4. 高等学校における学びの場の充実

- ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
- ・個別的教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
- ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師

- ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
- ・特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
- ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨

2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師

- ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
- ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上

3. 特別支援学校の教師

- ・重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

1. ICT利活用の意義と基本的な考え方

- ・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を踏まえて着実に対応

2. 指導の充実と教師の情報活用能力

- ・オンラインを活用した自立活動の実践的研究
- ・文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
- ・教師のICT活用スキルの向上

3. ICT環境の整備と校務のICT化

- ・学校におけるICTの利活用体制の整備
- ・特別支援教育の校務のICT化（項目の標準化に向けた参考となる資料の提示）

4. 関係機関の連携と情報の共有

- ・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携

- ・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

2. 在学中の連携

- ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進

3. 卒業後の連携

- ・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有

4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
- ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置

5. 障害のある外国人児童生徒への対応

- ・「外国人児童生徒等の教育の充実について（令和2年3月）」を踏まえた取組の推進

令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中教審第228号）（特別支援教育部分）（令和3年1月26日）

4. 新時代の特別支援教育の在り方について

【基本的な考え方】

- 特別支援教育への理解・認識の高まり、制度改正、通級による指導を受ける児童生徒の増加等、インクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育をめぐる状況は変化
- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進

【特別支援教育を担う教師の専門性向上】

①全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性

- 障害の特性等に関する理解や特別支援教育に関する基礎的な知識、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫の検討
- 教師が必要な助言や支援を受けられる体制の構築、管理職向けの研修の充実
- 都道府県において特別支援教育に係る資質を教員育成指標全般に位置づけるとともに、体系的な研修を実施

②特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる特別支援教育に関する専門性

- 個別の指導計画等の作成指導、関係者間の連携の方法等の専門性の習得
- OJT やオンラインなどの工夫による参加しやすい研修の充実、発達障害のある児童生徒に携わる教師の専門性や研修の在り方に関する具体的な検討
- 小学校等教職課程において特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- 特別支援学校教諭免許取得に向けた免許法認定講習等の活用

③特別支援学校の教師に求められる専門性

- 幅広い知識・技能の習得、専門的な知見を活用した指導、複数障害が重複している児童生徒への対応
- 広域での研修や人事交流の仕組みの構築、教員養成段階における内容の精選やコアカリキュラムの策定
- 特別支援学校教諭免許状取得に向けた国による教育委員会への情報提供等の促進、免許法認定通信教育の実施主体の拡大検討

特別支援教育を担う教師に求められる資質能力に関する記述

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」（令和3年1月）

※一部「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中教審第228号）
（令和3年1月26日）にも記載

Ⅲ. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性

（制度、現状）

○ 発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍していることを前提に、小学校教員等の養成を目的とする教職課程においては、令和元年度入学生からは、全ての学生が発達障害や軽度の知的障害をはじめとする特別支援教育の基礎的内容（「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」）を1単位以上修得することが義務付けられた。また、小学校・中学校教諭の普通免許状の取得に当たっては、特別支援学校や社会福祉施設で介護等体験を行うことが義務付けられている。

（求められる資質・専門性）

○ 全ての教師には、**障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別的教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等**が必要である。
加えて、障害のある人や子供との触れ合いを通して、障害者が日常生活又社会生活において受ける制限は、障害により起因するものだけではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、**障害による学習上又は生活上の困難について本人の立場に立って捉え、それに対する必要な支援の内容を一緒に考え、本人自ら合理的配慮を意思表示できるように促していくような経験や態度の育成**が求められる。
また、**こうした経験や態度を、多様な教育的ニーズのある子供がいることを前提とした学級経営・授業づくりに生かしていくことが必要である。**

○ 日々の教育実践において、目の前の子供の障害の状態等により、障害による学習上又は生活上の困難さが異なることを理解し、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫を検討し、子供が意欲的に課題に取り組めるようにすることが重要である。その際、困難さに対する配慮等が明確にならない場合などは、校内の特別支援教育コーディネーターや特別支援学級、通級による指導の担当教師、スクールカウンセラー等の心理の専門家に相談したり、必要に応じて特別支援学校や関係機関等に対し専門的な助言又は援助を要請したりするなどして、**主体的に問題を解決していくことができる資質や能力**が求められる。

特別支援教育を担う教師に求められる資質能力に関する記述

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」（令和３年１月）

※一部「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中教審第228号）（令和３年１月26日）にも記載

Ⅲ. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

２. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性

（求められる専門性）

○ 特別支援学級や通級による指導の担当教師には、通常の教育課程に基づく指導の専門性を基盤として、実際に指導に当たる上で必要な、特別な教育課程の編成方法や、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法、障害の特性等に応じた指導方法、自立活動を実践する力、障害のある児童生徒の保護者支援の方法、関係者間との連携の方法等に関する専門性の習得が求められる。

特に、児童生徒の実態に応じて教育課程が異なる場合のある特別支援学級では、各教科等での目標が異なる児童生徒を同時に指導する実践力が求められる。

（人事配置・採用）

○ 特別支援学級や通級による指導を担当する教師には、通常の学級の担任に比べ特別支援教育に関する専門性が求められるため、特別支援学校での勤務経験など教師として一定の経験を積んだ者が担当することが望ましい。

・・・（略）・・・

特別支援教育を担う教師に求められる資質能力に関する記述

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」（令和3年1月）

※一部「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中教審第228号）（令和3年1月26日）にも記載

Ⅲ. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上 3. 特別支援学校の教師に求められる専門性

（制度、現状）

○ 特別支援学校の教師には、小学校等教諭の免許状に加えて特別支援学校教諭の免許状を所持することとされているが、教育職員免許法附則第15項の規定により、当分の間、特別支援学校教諭の免許状を所持していなくても特別支援学校の教師になれることとされている。

（求められる専門性）

○ 特別支援学校では、幼稚部から高等部までの幅広い年齢や発達段階の子供が在籍し、障害の状態等は個々に違っており、また、特別支援学校に設置されている学級のうち約4割が重複障害の学級であり、**重複障害の子供が多く含まれていることから、一人一人の実態に応じて指導に当てる必要がある**。こうした多様な実態の子供の指導を行うため、特別支援学校の教師には、**障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して、これを各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能の習得や、学校内外の専門家等とも連携しながら専門的な知見を活用して指導に当たる能力が必要である**。

○ 障害のある子供の一定数が複数の障害を重複して有していることを踏まえた対応が必要である。特に、障害者権利条約第24条において示されている通り、盲ろうの障害に関し、最も適切な教育が行われるべきことが求められているが、実際に盲ろうの障害を有する子供は、情報の入力や出力の観点から補完関係にある視覚と聴覚の両方に障害があるため、盲ろうの障害の独自性に合わせた指導事例の収集や、指導や支援のポイントの整理等を進め、専門性の高い教師の育成を支えていく必要がある。・・・（略）・・・

○ 特別支援学校では、経験豊富な教師の人事異動や定年退職により、学校としての専門性が蓄積されにくく、個々の教師の専門性の向上だけではなく、**学校全体として高い専門性を担保・共有するための仕組みづくり**が必要である。また、一定の専門性を有した教師の人事異動により、学校としての専門性が大きく低下しないよう、**学校が組織として専門性を担保・共有していく仕組み**が必要である。

○ 特別支援学校は、要請に応じて小中学校等の障害のある子供に関する助言や援助を行うことが求められており、特別支援学校が地域の特別支援教育の水準の向上に寄与するうえで、**特別支援学校の教師が、小中学校等の各教科等の授業における障害のある児童生徒の「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、授業の助言・援助に当たっていく専門性を高めることが重要**である。・・・（略）・・・

（養成）

○ 特別支援教育の充実において、**教師の養成機関である大学が果たす役割は大きく、引き続き、教師の養成等の充実**を図ることが重要である。

○ **特別支援学校の幼児児童生徒への指導や特別支援学校がセンター的機能を果たす上で最低限必要な資質や専門性を教職課程で得られる**ようにする必要がある。・・・（略）・・・

特別支援教育を担う教師の専門性向上（特別支援学校の教師）

【令和の日本型学校教育】の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中教審第228号）（抜粋）】

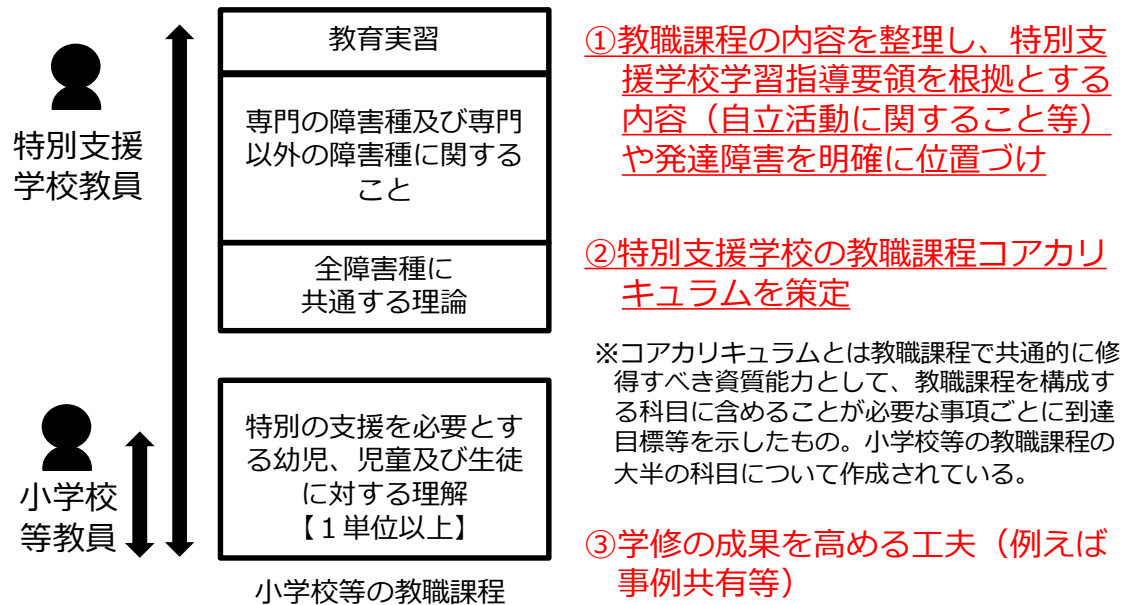
（3）特別支援教育を担う教師の専門性向上

③特別支援学校の教師に求められる専門性

（略）

○さらに、広域での研修の仕組みや人事交流を可能とする仕組みの構築などのほか、養成段階では現在の総単位数の中で、**特別支援学校学習指導要領等を根拠に、特別支援学校の教師として押さえておくべき内容を精選するとともに、発達障害など全ての学校種で課題となっている内容についても学べるよう、内容を再検討**することが必要である。あわせて、**特別支援学校教諭の教職課程の質を担保・向上させるため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定**することが必要である。

特別支援学校の教職課程【26単位】



【参考】

小学校等の教職課程コアカリキュラム（抄）

事項：特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

(1) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

一般目標：（略）

到達目標：

- 1) インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。
- 2) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。
- 3) 視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。

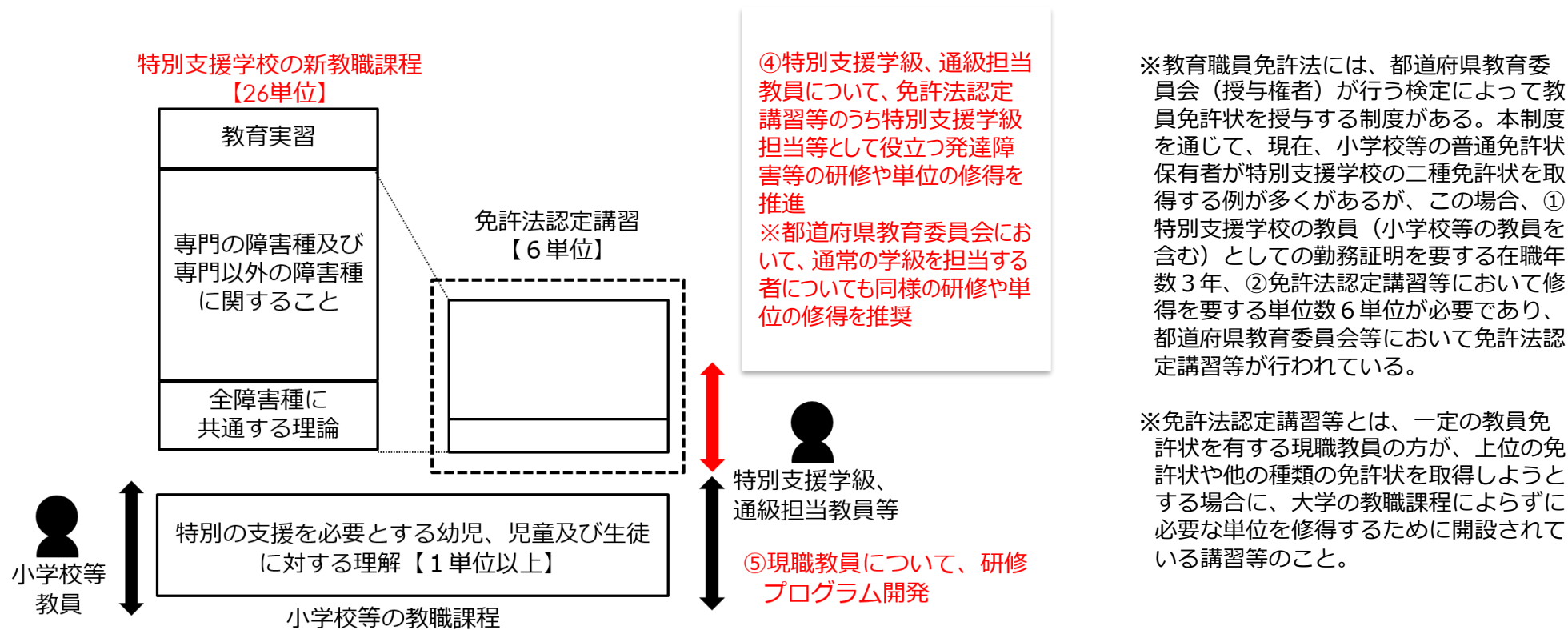
特別支援教育を担う教師の専門性向上（特別支援学級、通級による指導の担当教師）

【令和の日本型学校教育】の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中教審第228号）（抜粋）】

（３） 特別支援教育を担う教師の専門性向上

②特別支援学級 通級による指導を担当する 教師に求められる特別支援教育に関する専門性
（略）

○また、**現職の特別支援学級や通級による指導の担当教師については、特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用し、例えば自立活動や発達障害に関する事項など特別支援学級担当等の資質向上に資する知識技能等の修得を促す**が必要である。さらに 都道府県教育委員会においては 研修の一環として通常の学級を担当する者に対し 免許法認定講習を活用した単位の修得を推奨することも考えられる。



特別支援教育の免許状制度

○教育職員免許法施行規則（抜粋）

第七条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目		第一欄	第二欄		第三欄		第四欄
		特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目		免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
免許状の種類		最低修得単位数					
特別支援学校教諭	専修免許状	二	十六		五		三
	一種免許状	二	十六		五		三
	二種免許状	二	八		三		三

備考

- 一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
 - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）
 - ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）
- 三 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。
- 四 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数一年について一単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。
- 五 前号に規定する実務証明責任者は、特別支援学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（第五項第三号においても同様とする。）

- 特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を有していなければならない。
※ただし、免許法附則第15項の規定により、当分の間、特別支援学校教諭の免許状を有していなくても特別支援学校の教員になれることとされている。
- 特別支援学校教諭の免許状は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）の特別支援教育領域を定めて授与される。現職教員として勤務経験を加味し習得単位数を軽減することや、免許状の授与を受けた後新たに特別支援教育領域を追加することも可能。

【教職課程】 大学等における単位

特別支援教育に関する科目		免許状の種類		一種・専修免許状	二種免許状
最低修得単位数	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目 (※)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	8
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	3
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
	第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3
	計			26	16

【現職教員】 勤務年数 + 軽減された単位

	一種免許状	二種免許状	専修免許状
必要となる免許状	特別支援学校教諭二種免許状	幼、小、中、高の教諭の普通免許状	特別支援学校教諭一種免許状
教諭としての勤務年数	3年	3年 ※幼小中高での勤務含む	3年
必要習得単位数	6	6	15

- 特別支援学級担任や通級による指導を担当する教員については、特別支援学校教諭免許状を有すること等の法令上の規定はない。

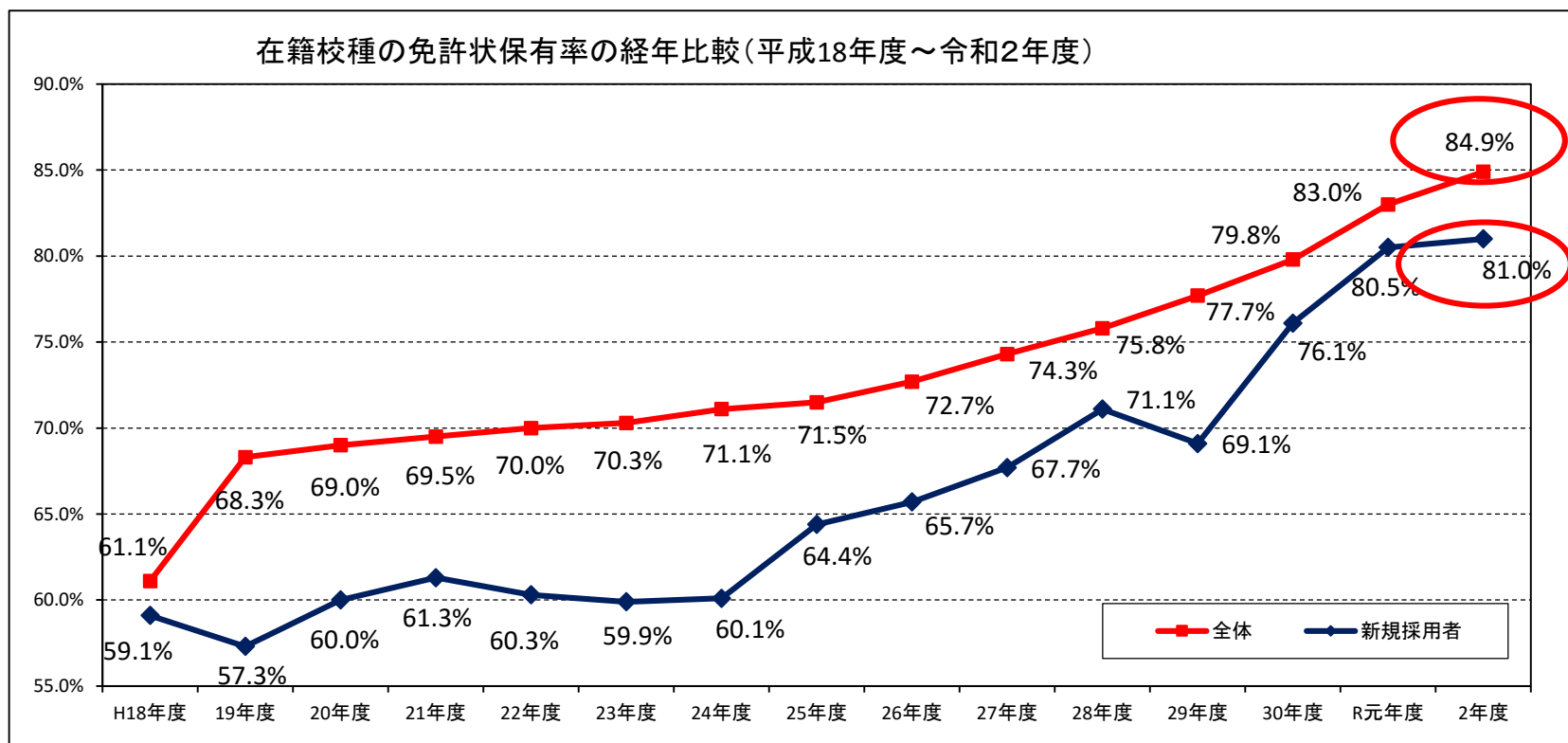
特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて

(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率:84.9%(令和2年度) ⇒ **本来保有すべきもの**

※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率、新規採用者の保有率は上昇傾向
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示

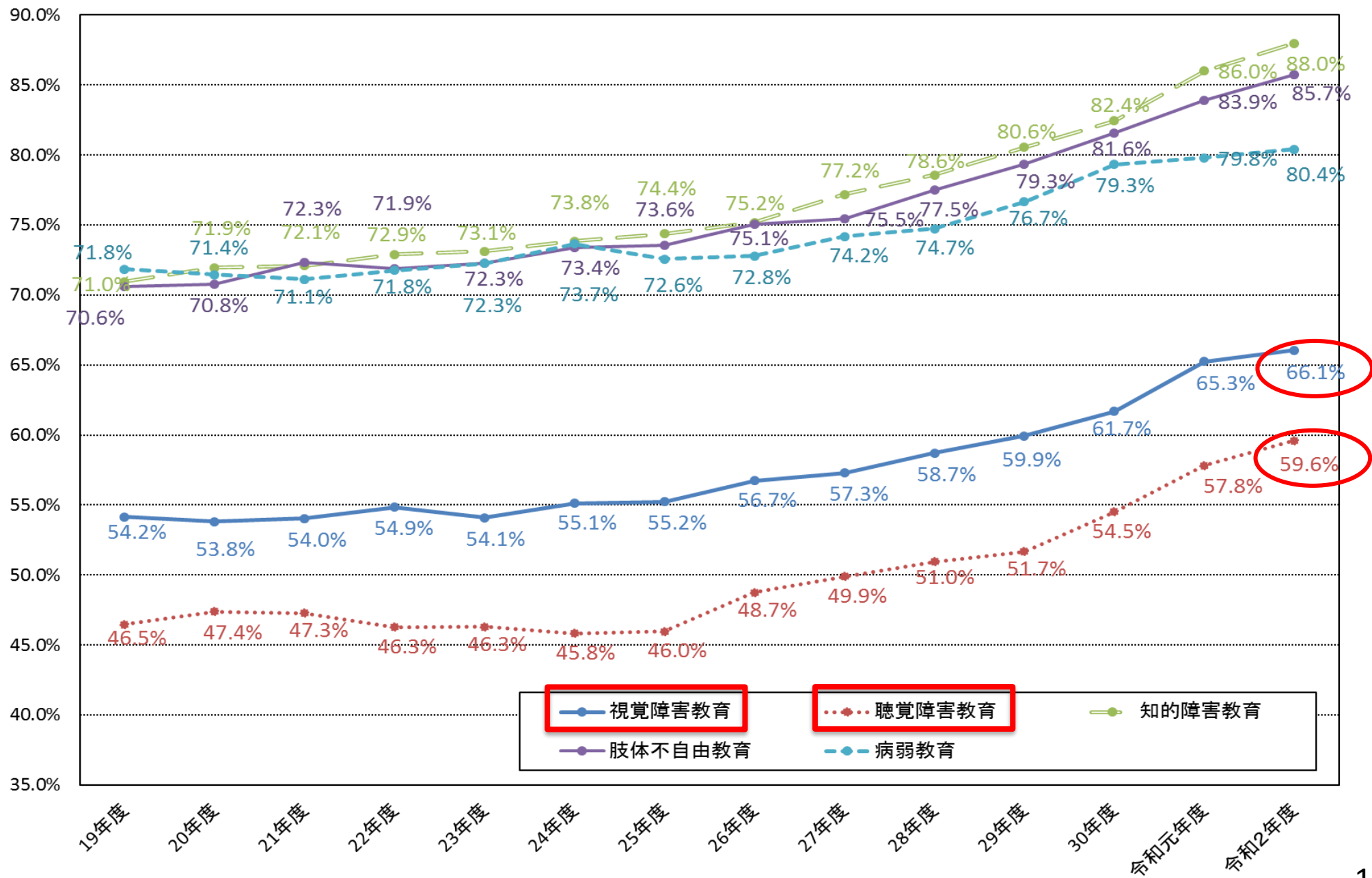


※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。

平成19年度以降は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合:**31.2%**

在籍校種の特別支援学校教諭免許状の保有率の推移（障害種別）



「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問）
【概要】

中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して【令和3年1月26日】のポイント
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿
「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

- 「令和の日本型学校教育」において実現すべき教師を巡る理想的な姿
- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている
 - 多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
 - 働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる

ICTの活用と少人数学級を車の両輪として、「令和の日本型学校教育」を実現し、それを担う質の高い教師を確保するため、教師の養成・採用・研修等の在り方について、既存の在り方にとらわれることなく、基本的なところまで遡って検討を行い、必要な変革を実施、教師の魅力を向上

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）

- ①教師に求められる資質能力の再定義

 - ・「令和の日本型学校教育」を実現するために教師に求められる基本的な資質能力
- ②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方

 - ・優れた人材確保のための教師の採用等の在り方
 - ・強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職の在り方
- ③教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し

 - ・①を踏まえた教職課程の見直し
 - ・学校外で勤務してきた者等への教員免許の在り方
 - ・免許状の区分の在り方
 - ・必要な教師数と資質能力の確保が両立する教員免許更新制の見直し
- ④教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化

 - ・多様化した教職員集団の中核となる教師を養成する教員養成大学・学部、教職大学院の教育内容・方法・組織の在り方
 - ・学生確保、教職への就職、現職教員の自律的な学びを支えるインセンティブの在り方
- ⑤教師を支える環境整備

 - ・教師を支える環境整備
 - ・教師の学び等の振り返りを支援する仕組み

資質能力の構造化の試案（イメージ）—大臣指針の記載—

教員育成指標の内容を定める際の7つの観点

- (1) **教職を担うに当たり必要となる素養に関する事項**（倫理観、使命感、責任感、教育的愛情、総合的な人間性、コミュニケーション力、想像力、自ら学び続ける意欲及び研究能力を含む。）
- (2) **教育課程の編成、教育又は保育の方法及び技術に関する事項**（各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、情報機器及び教材の活用に関する事項を含む。）
- (3) **学級経営、ガイダンス及びカウンセリングに関する事項**
- (4) **幼児、児童及び生徒に対する理解、生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育等に関する事項**（いじめ等児童生徒の問題行動への対応、不登校児童生徒への支援、情報モラルについての理解に関する事項を含む。）
- (5) **特別な配慮を必要とする幼児、児童及び生徒への指導に関する事項**（障害のある幼児、児童及び生徒等への指導に関する事項を含む。）
- (6) **学校運営に関する事項**（学校安全への対応、家庭や地域社会、関係機関との連携及び協働、学校間の連携に関する事項を含む。）
- (7) **他の教職員との連携及び協働の在り方に関する事項**（若手教員の育成に係る連携及び協働に関する事項を含む。）

特別支援教育を担う教師の養成・採用・研修等の在り方に係る 主な検討事項

- 1. 特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方**
- 2. 特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラム
の在り方**
- 3. その他関連事項**

1.特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方

- 特別支援教育を担う教師に求められる資質能力に関する記述（本資料 P 4～6）において明示された資質・専門性の新たな方向性を踏まえ、特別支援教育を担う質の高い教職員集団を支えていくために、（１）特別支援学校の教師、（２）特別支援学級、通級による指導を担当する教師について、以下の検討が必要。
- ① 優れた人材確保のための教師の養成、採用の在り方についてどのように考えるか。
- ② 現職教員の、強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職養成の在り方について、どのように考えるか。

(1) 特別支援学校の教師

※本頁以降の記載は、省令改正事項ではなく、各論点において考え得る方向性を例示したもの※

① 養成、採用の在り方

(例)

- 特別支援学校の児童生徒の実態に応じた適切な指導を実施し、また、センター的機能を果たす上で必要な資質や専門性を教職課程で得られるようにするため、特別支援学校教諭免許状の教職課程に特別支援学校学習指導要領を根拠とする内容（自立活動、知的障害のある子供のための各教科等、重複障害者等に関する教育課程の取扱い）と、「発達障害」に関する事項を加える。

② 現職教員の強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職養成の在り方

(例)

- 特別支援学校教諭免許状の保有率の向上に向けた取組
(人事交流等の教員の免許取得計画の作成と進捗の把握、教育委員会における取組事例の収集)
- 教育職員免許法附則第15項（特別支援学校における特別支援学校教諭の免許状所持を猶予する規定）について、取得が猶予される状況や取得に対する方向性を明確化（当該教員の前任校が小中学校等であり、取得中或いは取得する計画があるなど）
- 小学校等との人事交流の拡充（一定規模の集団に対する教科指導や生徒指導の力量形成、交流人事協定書の目的の明確化、教科免許取得計画の作成、人事交流期間中及び後の取得を目指した進捗状況の把握・サポート）
- 特別支援教育コーディネーターの在り方や位置づけ、人材育成の仕組みの構築
(例：インセンティブ付与の仕組み等)

(2) 特別支援学級、通級による指導を担当する教師

① 養成の在り方

(例)

- 小学校等教諭の免許状の教職課程における学生が、特別支援学校教諭免許状の教職課程のうち、自立活動等に関する事項の単位を取得することを推奨
- 特別支援教育に関わる魅力の発見や動機付けのための方策として、
 - ✓小学校等教諭の免許状の教職課程における教育実習時に、特別支援学校・特別支援学級での経験を積ませることを推奨
 - ✓大学等に対し、小学校等教諭の免許状の教職課程とは別に実施する介護等体験の体験先として、特別支援学校等での体験を積極的に行うことを推奨。
 - ✓小学校等教諭の免許状の教職課程における学生が、特別支援学校教諭の免許状を取得しようとする場合、教育実習の単位に反映できる学校体験活動の場を、特別支援学校に限定。

② 採用の在り方

(例)

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の単位の取得や、特別支援教育に関わるボランティア、特別支援教育支援員等の経験を、採用試験において考慮（小中学校等への採用試験における加点、一次試験免除等。国における取組事例の収集と周知）

(2) 特別支援学級、通級による指導を担当する教師

③ 現職教員の強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職養成の在り方

(教員の強みを伸ばす育成)

(例)

- 特別支援学校との人事交流の拡充（人事交流期間中及びその後の**免許取得計画**の作成と進捗の把握）
- 自治体において、特別支援教育を必要とする幼児、児童生徒への指導に関する事項を**教員育成指標**に盛り込み、その上で、全ての教師に対して実施する初任者研修、中堅教諭等資質向上研修等に、特別支援教育に関する内容を必ず盛り込む（特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を研修として活用するなど）
- 特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用し、知識技能等の修得を促す（コアカリキュラムにおいて、自立活動、発達障害に関する事項等、修得が推奨される科目を示す）ことにより、**特別支援学校教諭免許状の保有率の向上**
- 教育委員会が教師の**単位修得状況**（特別支援学校教諭免許状の教職課程の一部科目、採用後の免許法認定講習等）や**研修受講**（国立特別支援教育総合研究所（NISE）による「学びラボ」等）の履歴を把握したり、**評価や配置に反映**できる仕組みの普及
- 学校内（通常の学級と通級による指導、通常の学級と特別支援学級、通常の学級と特別支援学校分教室）、域内（小中学校等と特別支援学校）の教師間による**相互乗り入れ授業等のOJT研修の仕組みを構築し**、通常の学級の教師が特別支援教育を必要とする児童生徒への個別指導について学んだり、特別支援教育を担当する教師が一斉指導における個別配慮を学ぶ機会を拡大

(2) 特別支援学級、通級による指導を担当する教師

(教員のキャリアパス)

(例)

- 特別支援教育コーディネータの在り方や位置づけ、人材育成の仕組みの構築
(例：インセンティブ付与の仕組み等)

(管理職養成)

(例)

- 管理職の教員育成指針に特別支援教育を明記
- 管理職選考や登用に当たって、特別支援教育に係る経験（特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、特別支援教育コーディネーター等）を考慮することを推奨

2.特別支援学校教諭免許状及びその 教職課程コアカリキュラムの在り方

(1) 特別支援学校の教師

① 養成、採用の在り方

○ 特別支援学校教諭免許状の教職課程の整理

(特別支援学校学習指導要領を根拠とする自立活動、知的障害のある子供のための各教科等、重複障害者等に関する教育課程の教育課程の取扱いや、発達障害を位置づけ)

○ 教職員免許法及び同施行規則に基づき、全国すべての大学の教職課程で共通的に履修すべき資質能力を示した**特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムの策定**

上述の2点については、本検討会議において基本方針を示した上で、コアカリキュラム検討のためのワーキンググループを設け、検討・作成していく。

3. その他関連事項

- **視覚障害、聴覚障害において、免許を取得できる大学の教職課程や専門とする大学教員が少なく、これらの分野における免許取得率が低い中、教職課程及び現職教員に対して、これらの分野における免許取得をどのように推進していくか。**

(例)

- 教職課程において、大学間連携により、複数の大学の専門分野の強みを持ち寄って、より身近な大学において免許状の取得が可能となるような取組の普及
- 現職教員に向けた、NISEによる特別支援学校教諭免許状に係る免許法認定通信教育の継続的实施と、実施主体の拡大
- 教職大学院と連携した管理職の資質向上のための研修の機会の充実

4. 今後の検討の進め方・主なスケジュール

検討スケジュール（案）

- 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会、初等中等教育分科会教員養成部会との連携しつつ進める。
○上記のスケジュール及び議論内容については、今後変更の可能性がある。

	検討会議	ワーキンググループ
R 3 / 10月	第1回会議開催 ①これまでの提言等及び検討事項 ②自由討議（主に教職課程コアカリキュラムの在り方について）	
11月	第2回会議開催 ①教職課程コアカリキュラムの基本方針に係る自由討議 ②WGの設置について	
12月	第3回会議開催 ・ヒアリング（教育委員会、大学、特総研等）	第1回会議開催 ①これまでの検討会議の議論の報告 ②今後のコアカリキュラムの検討方法等の共有 ③自由討議
R 4 / 1月	第4回会議開催 ・検討課題に係る論点整理	
2月	第5回会議開催 ①検討課題に係る論点まとめ ②WGから素案の報告及び自由討議	第2回会議開催 ①各領域の検討状況の共有 ②今後の作業（修正）方針の確認
3月	第6回会議開催 ①検討課題に係る報告とりまとめ ②教職課程コアカリキュラム（素案）の確定	第3回会議開催 ①第5回検討会議の議論等を踏まえた修正案の検討
4月/5月	パブリックコメント等	
6月	第7回会議開催 ①パブリックコメントの結果 ②教育職員免許法施行規則（案）及び特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラム（案）について	